

「避難行動要支援者 避難支援制度」について

日頃から、本市における地域福祉の推進に御協力いただきありがとうございます。

近年、全国的に豪雨災害が頻発しており、災害に対する備えがより一層重要になっております。阪神・淡路大震災では、倒壊した家屋から救助した人の7割以上が家族や地域住民により救助されており、地域における共助は大変重要な役割を果たしています。

共助の取組として、本市では自治連をはじめとする地域団体の皆様の御協力のもと「避難行動要支援者 避難支援制度」の取組が進められています。この制度は、災害時に自力での避難が困難な人を平常時から地域の皆様に知っておいていただき、災害時の共助による避難支援がスムーズに進むことを目的とした制度です。

現在の学（地）区ごとの取組状況は次のとおりであり、多くの学（地）区に取り組んでいただいております。

学(地)区ごとの状況		学(地)区数	学(地)区名
情報提供 済	個別避難計画 (※) 作成済 (一部作成済 を含む。)	63	東, 西, 南, 霞, 川口, 深津, 樹徳, 泉, 旭, 光, 蔵王, 千田, 御幸, 津之郷, 赤坂, 瀬戸, 熊野, 水呑, 箕島, 大津野, 坪生, 春日, 神村, 本郷, 東村, 今津, 松永, 柳津, 金江, 藤江, 伊勢丘, 多治米, 旭丘, 福相, 桜 丘, 加茂, 駅家, 宜山, 服部, 緑丘, 西深津, 野々浜, 幕山, 久松台, 新涯, 山手, 日吉台, 川口東, 大谷台, 明王台, 横島, 田島西部, 田島東部, 網引, 千年, 常 石, 山南, 神辺, 御野, 竹尋, 湯田, 中条, 道上
	個別避難計画 未作成	9	引野, 高島, 鞆, 高西, 曙, 有磨, 山野, 駅家西, 能登 原
情報提供 未	独自取組	4	走島, 駅家東, 常金丸, 新市
	未取組	4	手城, 広瀬, 長浜, 戸手

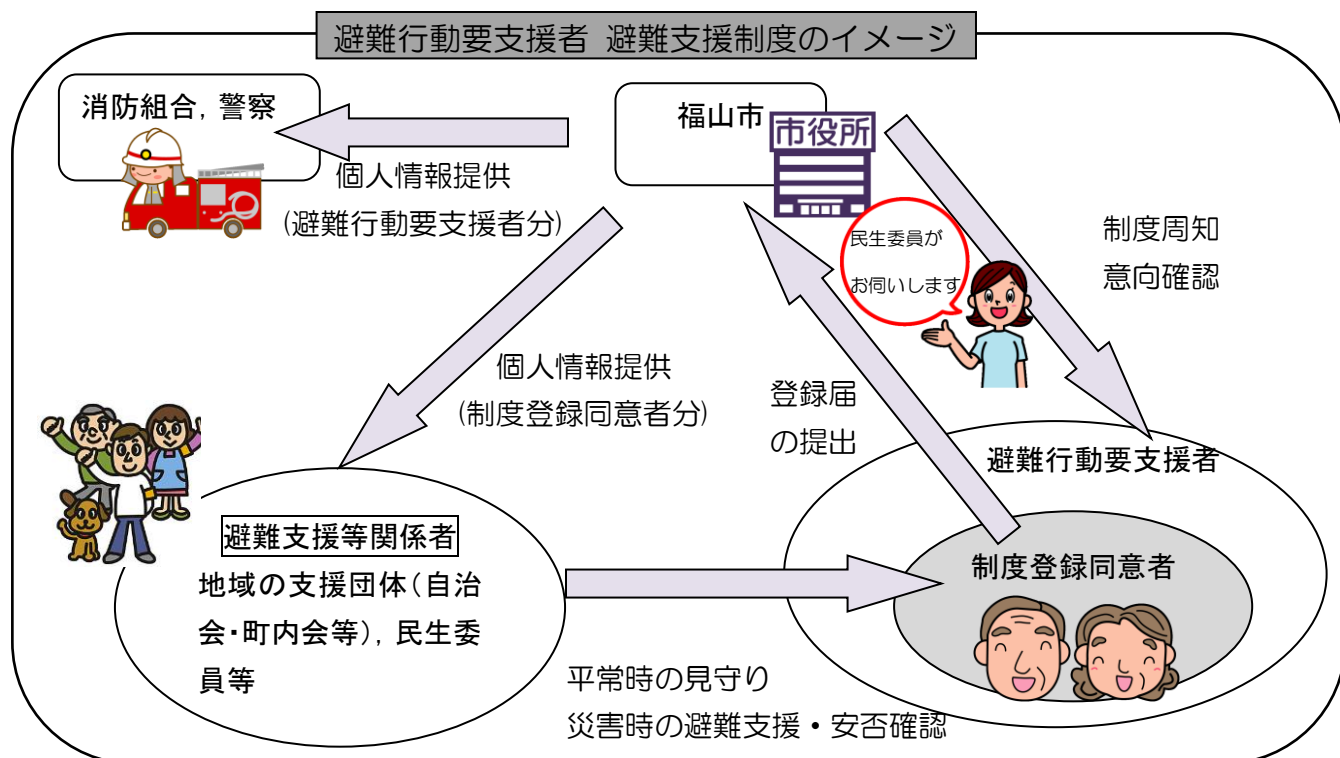
※2021年（令和3年）5月の災害対策基本法の改正に伴い、「個別計画」の名称は「個別避難計画」に変更されています。

「個別避難計画」は、作成を通して災害時の避難の動きを避難行動要支援者と避難支援者で確認・共有することができ、災害時には円滑な避難支援につながります。地域によって支援者の数が少なく、「個別避難計画」中の支援者を決めることが難しいという理由で、作成を断念されている場合もあると思いますが、避難場所や避難経路等を確認するだけでも地域の防災力向上につながります。「個別避難計画」の作成をより一層進めていただきますようお願いいたします。

また、独自の取組をされている学区や未取組の学区につきましても、制度登録同意者名簿の情報提供と避難支援の取組の推進について御検討ください。

制度について御不明な点があれば、福山市福祉総務課に御相談ください。出前講座や地域での説明会等の話し合いの場を通して、皆様と一緒に福山の防災について考えていきたいと思っております。御協力よろしくお願いいたします。

参考 本制度のイメージ図と該当要件



☆避難行動要支援者の該当要件

在宅で生活し、自力での避難が困難な人で、次のいずれかに該当する人です。(入院・施設等入所者は対象外となります。)

- ① 一人暮らし高齢者 (75歳以上)
- ② 高齢者のみの世帯の人 (2人以上の世帯で、全員が75歳以上)
- ③ 介護保険で要介護3以上の認定を受けている人
- ④ 身体障がい者手帳1級又は2級を所持する人
- ⑤ 療育手帳Q又はAを所持する人
- ⑥ 精神障がい者保健福祉手帳1級を所持する人
- ⑦ その他必要と認められる人 (上記に準じる人)

※家族や近隣の人と事前に相談し、自分達で避難が十分可能と判断された人は制度登録の必要はありません。

福山市保健福祉局福祉部
福祉総務課
担当：栗山, 豊田
電話：084-928-1045